

インフォーマ マーケッツ ジャパン(株)と横浜市が 「海洋都市横浜の実現に関する連携協定」を締結しました！

横浜市では、産官学による「海洋都市横浜うみ協議会」を設立し、海洋に関する活動の拠点「海洋都市横浜」の実現を目指した取組を進めています。

このたび、協議会員のインフォーマ マーケッツ ジャパン(株)と横浜市は、「海洋都市横浜」の実現に向けた産業振興などの活動について、相互の連携を強化することにより、地域の活性化や課題解決に資するため、連携協定書を締結しました。

経緯

インフォーマ マーケッツ ジャパン(株)は、今年6月に「海洋都市横浜うみ協議会」に参画したことを契機に、「海と産業革新コンベンション(以下、「うみコン」という。)*¹などの海洋分野の産業振興について、横浜市と検討を進めてきました。

このたび、インフォーマ マーケッツ ジャパン(株)から、同社が全国で開催している大規模な国際海事展と「うみコン」の連携について、横浜市の「共創フロント」*²に御提案をいただきました。提案内容について詳細な検討を行った結果、相互の連携を強化することにより、地域の活性化や課題解決に向けた取組ができる認識を共有できたことから、連携協定を締結する運びとなりました。

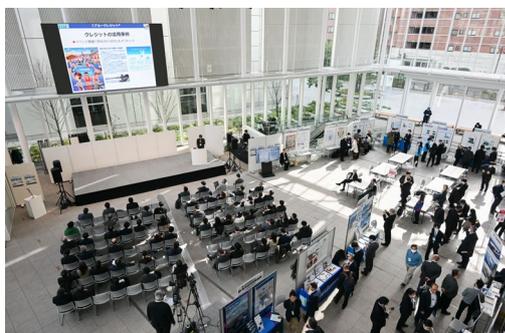
※1 海と産業革新コンベンション(うみコン)とは

「海」に関する企業や研究機関等が集まり、最先端の研究成果や、技術・情報等をもとに対話・交流を行い、新たなビジネス機会の創出を目指す、海洋都市横浜うみ協議会・海と産業革新コンベンション実行委員会・横浜市が共催で開催しているコンベンションです。

※2 共創フロントとは

行政と民間が互いに対話を進め、新たな事業機会の創出と社会的課題の解決に取り組むために、横浜市が設置した相談・提案窓口です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/kyosofront/front/front.html>



海と産業革新コンベンション(うみコン)



インフォーマ マーケッツ ジャパン(株)
主催の国際海事展

裏面あり



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



連携協定の対象分野

以下の5分野について連携します。

- 1 海洋産業の振興、専門人材の育成に関すること。
- 2 海に関する市民への普及啓発に関すること。
- 3 海洋分野の国際会議・展示会の開催に関すること。
- 4 海洋分野の市内中小企業支援に関すること。
- 5 その他本協定の目的を達成するために必要なこと。

協定に基づく、主な取組内容

1 海洋産業の振興、専門人材の育成に関すること

海洋分野の関係団体や企業のネットワーク構築を図ると共に、海に関する最新の情報を発信できる機会を検討します。また、学生が国内外の企業と直接対話し、最先端の技術などを体験する機会を検討し、専門人材の育成につなげます。

2 海に関する市民への普及啓発に関すること

市民が海洋に関する最新の取組や研究成果などについて学び・体験できる機会を検討します。

3 海洋分野の国際会議・展示会の開催に関すること

海洋都市の実現を目指し、企業・研究機関・大学など様々な関係者が集まる国際会議や、大規模な国際海事展の開催に向けた検討を行います。

4 海洋分野の市内中小企業支援に関すること

中小企業の振興に関して総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に資する検討を行います。

お問合せ先

横浜市政策経営局経営戦略課 担当課長 中村 大和 Tel 045-671-3124



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



横浜市とインフォーマ マーケッツ ジャパン株式会社による
「海洋都市横浜」の実現に関する連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）とインフォーマ マーケッツ ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、「海洋都市横浜」の実現に向けた産業振興などの活動について、相互の連携を強化することにより、地域の活性化や課題解決に資するため、次のとおり連携協定書を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）海洋産業の振興、専門人材の育成に関すること。
- （2）海に関する市民への普及啓発に関すること。
- （3）海洋分野の国際会議・展示会の開催に関すること。
- （4）海洋分野の市内中小企業支援に関すること。
- （5）その他本協定の目的を達成するために必要なこと。

（期間）

第2条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により格段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（本協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年10月10日

(甲) 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長 山中 竹春 印

(乙) 東京都千代田区鍛冶町1丁目8番3号神田91ビル 2F
インフォーマ マーケッツ ジャパン株式会社
代表取締役 クリストファー・イブ 印